

# カメハメハ倶楽部

## 生命保険コラム vol.001

### 「資産家には不要」といわれる医療保険に入る理由

#### ●解約返戻金が100%になる医療保険がある？

医療保険は、一生涯で100万円、200万円の保険料を支払う割には、給付が少なく、回収できない保険として、最近は不要論が唱えられるケースもあります。

そんな、不要といわれはじめている医療保険ですが、資産家、企業オーナーの中には、逆に積極的に活用される方も数多くいらっしゃいます。

主に活用されているのが「一時払医療保険」という商品。

医療保険は、月々支払っていくイメージがあると思いますが、この医療保険は、一括で保険料を支払うもので、10年を経過するまでは、解約返戻率が80%と一定。

そして、10年を経過すると、解約返戻率が100%になります。

医療保険＝掛け捨てというイメージがあると思いますが、10年経つと元本を回収できる形になります。

実は、この保険は相続対策に活用できるのです。

まず、契約形態を

- ・契約者：父親
- ・被保険者：子ども

というかたちにして、1億円の「一時払医療保険」に父親が加入します。父親は保険料1億円を一括で支払います。

10年経つまでに、父親が死亡すると、

契約関係が、

- ・契約者：子ども
- ・被保険者：子ども

と変更になり、契約者が子どもに移ります。

ここで相続税の問題が発生しますが、  
契約者が変更された場合の相続税評価額は、  
解約返戻金が相続税の評価額となりますので、  
解約返戻金が80%であれば、  
「8000万円」が相続税の評価額となります。

そのため、差額「2000万円」分、評価を下げて  
相続税の課税対象とすることができます。  
要は20%の評価減となるわけです。

仮に、9年目で上記の相続が発生し、名義を子どもに変更、  
翌年10年目を迎えたときに、  
子どもが保険を解約すると、1億円の現金を手にすることができます。

そのときの、子どもが受け取る1億円は「一時所得」となり、  
所得税が課税されます。ただ、一時所得は、

$$(\text{収入金額} - \text{収入を得るために支出した金額} - 50 \text{万円}) \times 1/2$$

が課税対象となります。つまり、このケースでは、

$$(1 \text{億円} - 1 \text{億円} - 50 \text{万円}) \times 1/2 = 0 \text{円}$$

と、相続によって父親が支払った保険料分も引き継ぐことになるため、  
所得税は発生しません。

このスキームで問題となるのは「10年以上、父親が生きる」ケースですが、  
この場合でも、10年後、父親は100%の元本回収が可能なため、

いったん元本を回収し、また同様のプラン設計を行えば大丈夫です。

●資産価値を維持しながら評価を下げて相続できる保険

最近、相続対策においては、

- ・アパートローンを組んでアパート経営をはじめたけど、経営が思わしくない
- ・不動産を買って評価額を下げることはできたが、時価も下がってしまった

など、相続税の評価額を下げるだけでなく、資産の価値そのものまで下げて相続するというケースが多く見られます。

資産の価値を下げてしまうのであれば、預金でも十分といえます。

生命保険のよさは、

「資産価値を維持しつつ、評価を下げて相続できる」

という点があります。

もちろん、先ほどの一時払医療保険は、入院などの保障も別途ついています。

ぜひ、相続対策をお考えの資産家の方、  
企業オーナーの方がいらっしゃいましたら  
検討材料の1つとして考えていただければと思います。

生命保険コラム vol.001 執筆：GTAC（2014年5月2日付）

\*\*\*\*\*

本資料は、一般的な生命保険活用スキームを示したものであり、データやスキームの正確性や将来性、投資元本の利回り等を保証するものではありません。また、本コラムは、平成26年4月1日現在の法令等に基づいて作成しており、今後変更される可能性もございます。

個別具体的な法令等の解釈については、税理士等の各専門家・行政機関等に必ずご確認いただくようお願いいたします。記載されている保険商品につきましては、概算値を表示しています。各スキームの導入時には契約概要、パンフレットを必ずご覧ください。

幻冬舎総合財産コンサルティングが提供するサイトのコンテンツは、特に記載がない限り弊社が保有しています。これらが無断で転載および二次使用することは禁止されています。